

第2次石川町地球温暖化防止実行計画

(事務事業編)

第1回改定版

令和5年3月



目 次

第1章 基本的事項

- 1 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画策定の目的・位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 計画の対象の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 5 対象とする温室効果ガス・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第2章 温室効果ガス排出量の状況

- 1 温室効果ガスの排出量の算定方法・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 温室効果ガスの排出量の増減要因・・・・・・・・・・・・ 9

第3章 数値目標と基本方針

- 1 数値目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 目標達成に向けた取り組みの基本方針・・・・・・・・・・ 11

第4章 基本方針に基づく取組

- 1 基本方針1「職員の省エネルギー行動の実践」・・・・ 12
- 2 基本方針2「公共施設照明のLED化・電気自動車等の導入」・・・・ 14
- 3 基本方針3「再生可能エネルギーの利活用」・・・・ 16

第5章 計画の推進

- 1 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 2 実施状況の点検・評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 3 職員に対する研修・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 4 実行計画の実施状況の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

参考資料

- 1 各課における省エネルギー行動の取り組み（ヒアリング内容）・・・・ 20
- 2 用語集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

第1章 基本的事項

1 計画策定の背景

(1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題です。すでに世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されているほか、わが国においても平均気温の上昇、暴風、台風等による被害、農作物や生態系への影響が観測されています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年11月から12月にかけて、フランス・パリにおいてCOP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

また、2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を下回る1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で2050年までのカーボン・ニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

我が国でも、2020年10月に、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボン・ニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

(4) 地球温暖化対策を巡る本町の動向

本町においても、パリ協定および地球温暖化対策の推進に関する法律の主旨を踏まえ、2009年10月「第1次石川町地球温暖化防止実行計画」を策定し、職員による省エネ行動の徹底や、電気・燃料・水道使用量及び紙使用量等の削減、廃棄物の減量化、資源ごみのリサイクル等を通じ、温室効果ガスの排出削減に取り組んでまいりました。

しかしながら、国内外における地球温暖化対策に対する社会的要請の変化を受けて、明確な温室効果ガスの削減ビジョンを定め、そのビジョン達成に向けて組織的かつ具体的に取り組んでいくための計画が必要となっていることから、「第2次石川町地球温暖化防止計画（事務事業編）」の見直しを図ることとしました。

2 計画策定の目的・位置づけ

この計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）第21条第1項の規定に基づく法定計画として、温室効果ガス排出量の削減に取り組むため、前計画である「第1次石川町地球温暖化対策実行計画」の推進結果、庁舎移転等における環境の変化等を検証し、見直しを行ったうえで、石川町が実施している事務・事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取り組みを推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

また、本計画は、温対法に基づく法定計画として策定するものですが、石川町の全ての行政活動の基本であり、かつ最上位計画である「石川町第6次総合計画」（2019年3月策定）において、資源循環の推進が明記されていることから同計画の個別計画としての性格を併せ持ちます。

3 計画の期間（基準年度・計画期間・目標年度）

(1) 基準年度：2017年度 ※参考年度 2013年度

(2) 計画期間：2023年度から2028年度までの6年間とします。

(3) 目標年度：2028年度

とし、計画の中間年度である2026年度にCO₂排出量削減目標の点検を行うとともに、2028年の「石川町第6次総合計画」の見直しと併せ本計画の更新を行います。

また、地球温暖化ガス削減技術の進歩、あるいは社会情勢の変化などにより必要に応じ、計画の見直しを行います。

図表1 計画期間のイメージ

項目	年度								
	2017	…	2023	…	2026	…	2028	…	2030
期間中の事項	基準 年度		計画 開始		計画 点検		計画 更新		目標 点検
計画期間			→				→		

4 計画の対象の範囲

第2次実行計画は、本町が行うすべての事務・事業を対象とします。

対象となる組織及び施設の詳細については、図表2及び図表3のとおりです。

図表2 対象となる事務事業を行う組織

町長部局	教育委員会
農業委員会	議会事務局
水道事業所	

図表3 対象となる主な施設

町 長 部 局	石川町役場庁舎	教 育 委 員 会	石川町立石川小学校
	石川町立第一保育所		石川町立野木沢小学校
	石川町立第二保育所		石川町立石川中学校
	石川町保健センター		石川町文教福祉複合施設
	石川自治センター		石川町体育館
	沢田自治センター		石川町歴史民俗資料館
	山橋自治センター		石川町総合体育館
	中谷自治センター		石川町勤労青少年ホーム
	母畑自治センター		石川町温水プール
	野木沢自治センター		石川町武道館
	石川町総合運動公園		
	旧小中学校体育館		
水道 事業 所	母畑浄水場		

5 対象とする温室効果ガス

本計画において削減対象とする温室効果ガスは、図表4のとおりです。

図表4 地球温暖化対策推進法第2条第3項で規定する7物質

ガス種類	人為的な発生源	本計画の対象
二酸化炭素 (CO ₂)	【エネルギー起源】 施設での電気や燃料（プロパンガス、灯油、A重油など）の使用、公用車での燃料（ガソリンなど）の使用により排出されるもの。 【非エネルギー起源】 廃プラスチックの焼却等により排出されるもの。	○
メタン (CH ₄)	自動車の走行や、燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、し尿・雑排水の処理により排出されるもの。	△
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行や、燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、し尿・雑排水の処理により排出されるもの。	△
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコンの使用・廃棄時等に排出されるもの。	△
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体等製造用や電子部品などの不活性液体などに使用。	×
六フッ化硫黄 (SF ₆)	変電設備に封入される電子絶縁ガスや半導体等製造用などとして使用。	×
三フッ化窒素 (NF ₃)	半導体の製造等において使用される。	×

本計画においては、基準年度（2017年）の温室効果ガス排出量の算定が二酸化炭素（CO₂）のみで行われているため、二酸化炭素（CO₂）を対象とします。

なお、町の事務・事業により排出される可能性のあるメタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）については、今後、排出量の把握に努めます。

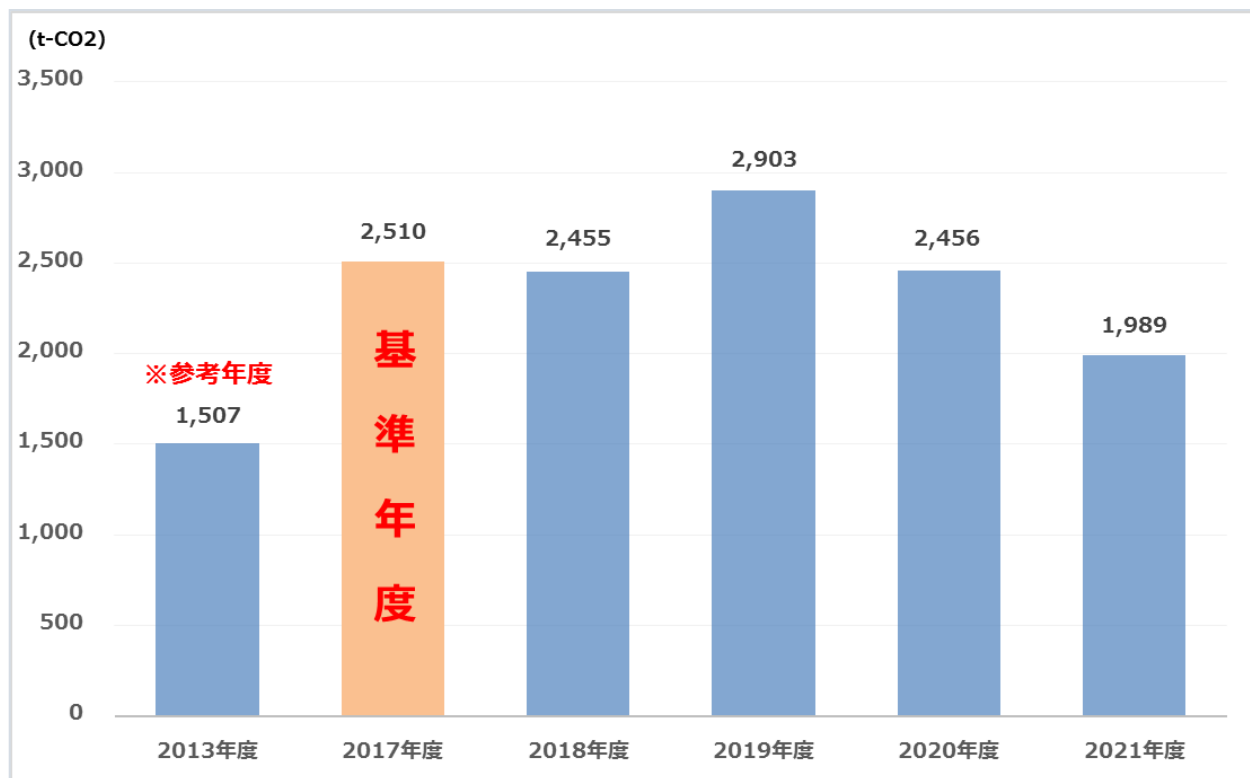
また、他の3物質については、町の事務・事業により排出される可能性が無いため、本計画の対象からは除外します。

第2章 温室効果ガスの排出量の状況

1 温室効果ガスの排出量の状況

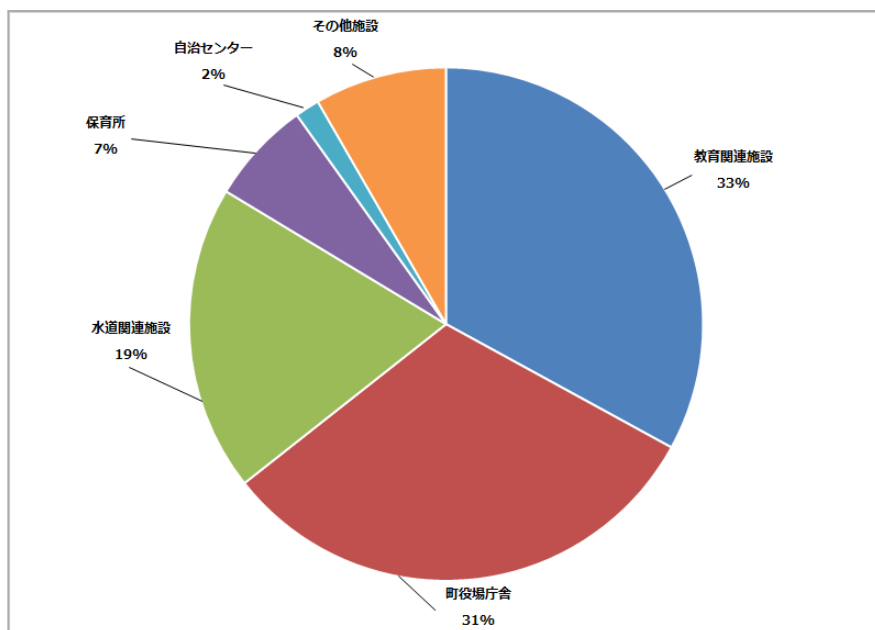
石川町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である2017年度において、2,510t-CO₂となっています。

図表5 石川町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」の推移



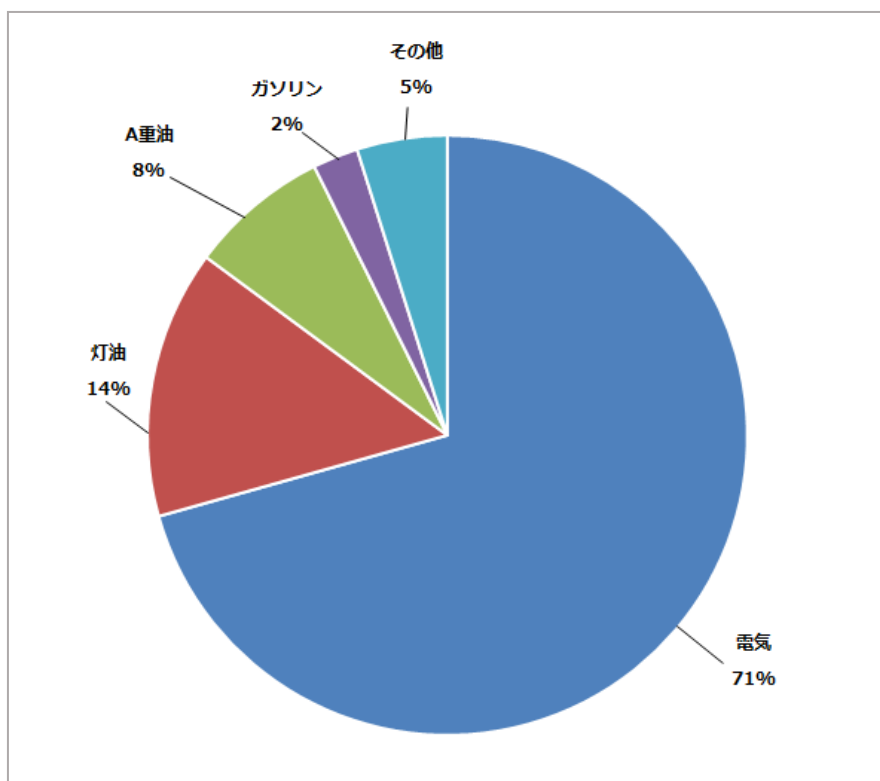
施設別では、小中学校をはじめとする教育課が所管する施設が全体の33%を占め、次いで町役場庁舎31%、水道関連施設19%、保育所7%、自治センター2%、その他施設8%となっています。

図表6 施設別の「温室効果ガス総排出量」の割合（2017年度）



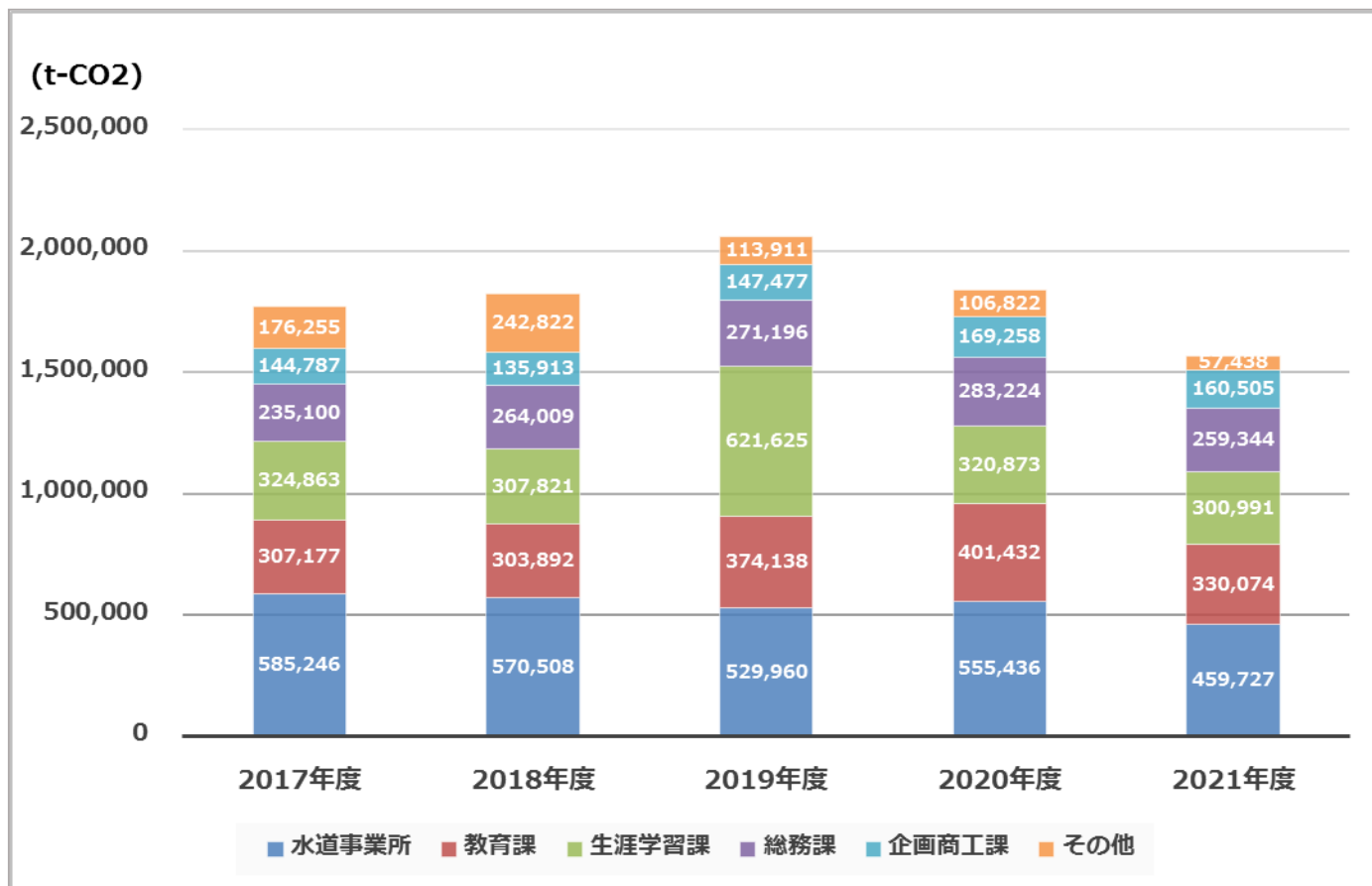
また、エネルギー種別では、電気が全体の71%を占め、次いで灯油14%、A重油8%、ガソリン2%、その他エネルギー5%となっています。

図表7 エネルギー種別の「温室効果ガス総排出量」の割合（2017年度）



なお、電気使用に伴う CO2 排出量の過去5年間の推移は図表8及び図表9のとおりであり、水道事業所が全体の約3割を占め、次いで教育課、生涯学習課、総務課、企画商工課の順となっています。

図表8 2017~2021年度電気使用によるCO2排出量の推移（上位5課）



図表9 2017-2021年度各課別電気使用に伴うCO2排出量推移表（各課別表）

(t-CO2)	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
総務課	235,100	264,009	271,196	283,224	259,344
企画商工課	144,787	135,913	147,477	169,258	160,505
税務課	0	0	0	0	0
町民課※1	6,484	21,497	15,389	0	0
生活環境課※2	0	0	0	14,059	26,192
保健福祉課	13,604	70,170	16,444	15,517	12,851
長生園	75,492	76,912	79,364	74,633	18,395
農政課	79,909	71,310	0	0	0
都市建設課	767	2,933	2,713	2,612	0
教育課	307,177	303,892	374,138	401,432	330,074
生涯学習課	324,863	307,821	621,625	320,873	300,991
議会事務局	0	0	0	0	0
水道事業所	585,246	570,508	529,960	555,436	459,727
計	1,773,429	1,824,965	2,058,306	1,837,044	1,568,079

※1 2019年度までは町民課（旧:町民生活課）所管であった川井地区集会所が、2020年度生活環境課所管となったことから、CO2排出量についても計上先を変更しました。

※2 2021年8月に長生園が閉所したことに伴い、CO2排出量が減少しました。

2 温室効果ガスの排出量の増減要因

石川町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量の増減要因として、以下に示すものがあげられます。

(1) 増加要因

- ・ 2017年 新庁舎移転に伴う電力使用増（空調設備）
- ・ 2019年 台風19号災害に伴う事務処理に係る電力使用増

(2) 減少要因

- ・ 2020年 沢田小学校閉校、野木沢保育所閉所、沢田児童館閉館
- ・ 2021年 養護老人ホーム長生園の閉所

コラム

SDGs とは？

SDGs は、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」のことです。2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に示された国際目標です。

先進国・途上国すべての国を対象に、経済・社会・環境の3つの側面のバランスがとれた社会を目指す世界共通の目標として、17のゴールとその課題ごとに設定された169のターゲット（達成基準）から構成されます。持続可能でよりよい世界を目指すために、2030年までに達成することが目標とされています。

本計画においては、ゴール7「エネルギーをみんなに、そしてグリーンに」、ゴール11「住み続けられるまちづくりを」、ゴール13「気候変動に具体的な対策を」の課題解決に向けた取り組みを規定し、推進していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第3章 数値目標と基本方針

1 数値目標

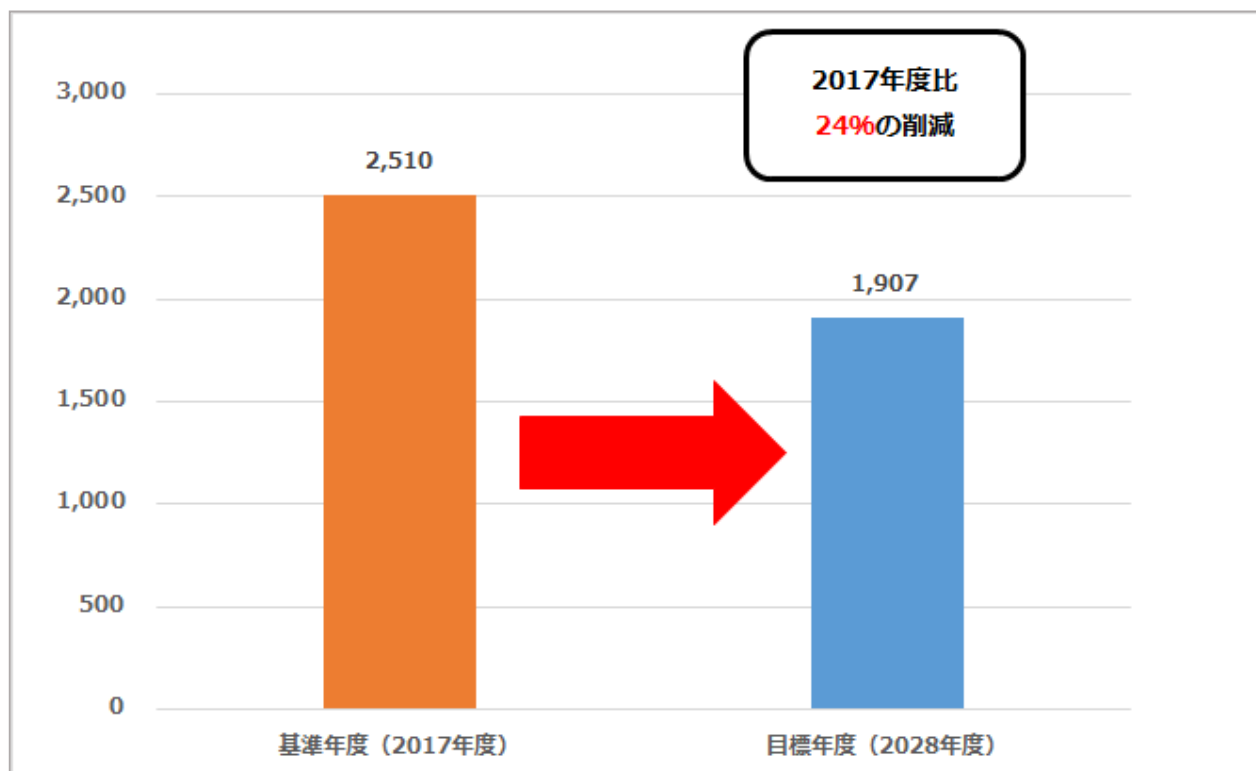
国は2020年10月に、2050年までに温室効果ガス排出量を全体としてゼロにするカーボン・ニュートラルを目指すことを宣言し、2021年4月に、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減することを目標としております。

本町では、2017年度のCO2排出量を基準として、2023年度から2028年度までの5年間で、CO2排出量を24%以上削減します（毎年度0.6%以上の削減に取り組みます。）。

図表 10-1 本町温室効果ガスの削減目標表

項目	基準年度 A (2017年度実績)	計画策定年度 B (2021年度実績)	目標年度 C (2028年度)
温室効果ガスの 排出量	2,510t-CO ₂	1,989t-CO ₂	1,907t-CO ₂
削減率	-	20.76% (B/A)	24.13% (C/A)
削減量	-	521t-CO ₂ (A-B)	603t-CO ₂ (A-C)

図表 10-2 本町温室効果ガスの削減目標イメージ



2 目標達成に向けた取り組みの基本方針

目標を達成するためには、職員の省エネルギー活動のような取り組みも必須ではありますが、施設全体の省エネルギー化及び再生可能エネルギーをはじめとしたクリーン・エネルギーの活用が必要となります。

よって、石川町では以下のとおり基本方針を設定し、目標達成に向けて取り組みを行っていきます。

【基本方針 1】 職員の省エネルギー行動の実践

- (1) 電気使用量の削減
- (2) 資源の効率的な利用
- (3) 廃棄物の削減

【基本方針 2】 公共施設照明の LED 化・電気自動車等の導入

- (1) 公共施設照明の LED 化
- (2) 電気自動車、燃料電池自動車の導入

【基本方針 3】 再生可能エネルギーの利活用

- (1) 省エネルギーの推進
- (2) 再生可能エネルギーの導入

第4章 基本方針に基づく取り組み

1 基本方針1「職員の省エネルギー行動の実践」

町で所有する施設について、省エネ診断を実施し省エネに向けた照明・空調の運用改善を行います。

併せて、所管する施設において以下の取り組みを実施し、その効果について測定を行います。

(1) 電気使用量の削減

①空調機の適正管理、適正温度の厳守

- ・空調機を適正なサイクルでメンテナンスし、稼働効率を維持することで電力の消費量を抑えます。
- ・空調設備を有する施設においては、夏季及び冬季における、適正温度を遵守します。
(冷房28℃、暖房20℃)
- ・クールビズ(Cool Biz)・ウォームビズ(Warm Biz)を徹底します。
(クールビズ奨励期間 6月～10月、ウォームビズ奨励期間 12月～3月)

②退庁時及び昼休み時間の消灯の徹底

- ・退庁時の消灯の徹底
- ・昼休み時間は、業務に支障をきたす場合を除き、消灯します。

③不必要な照明の消灯

- ・勤務時間後は、原則として一旦消灯することとし、必要な箇所のみ再点灯します。また、使用していない部屋、トイレ、廊下等の不必要な照明は消灯します。

④OA機器の節電管理

- ・パソコンやモニター、プリンターなどのOA機器は、未使用時に電源を切るようにするか、省電力モードに設定します。特に昼休みや会議等で席を離れる場合は、パソコン等の電源を切ります。
- ・会議室等の適正使用
会議に対するコスト意識を持ち、会議時間は1時間を目標とします。
会議室を使用する場合は、必要以上に早く点灯しないように努めます。
会議室を使用した後は、電気、空調機の消し忘れに注意します。

(2) 資源の効率的な利用

①コピー枚数の抑制

- ・コピーするものは、必要最小限とし重複資料の作成を抑制します。

②両面コピーの徹底

- ・国県等の調査物等、片面での提出が義務付けられているものは除き、両面コピーを徹底します。

③ミスコピー用紙の再利用

- ・各所にリユースボックスを設置し、ミスコピー紙等を再利用します。

ただし、再利用するものは、機密文書・個人情報等に十分に留意します。

④印刷物の適正部数の作成

- ・印刷物を作成するときは、必要部数を十分に把握し、適正な部数を作成します。

⑤配布資料の電子データ化

庁舎内にて使用する資料については、タブレットやモバイル PC を幹部職員に配布し、電子データによる資料の配布を推進します。印刷する必要がないと思われる資料については印刷しません。

(3) 廃棄物の削減

- ①コピー用紙の節減。
- ②マイ箸、マイボトルなどの活用

基本方針 1 「職員の省エネルギー行動の実践」により削減できる CO2 排出量

5,059 k g - CO2

2 基本方針 2 「公共施設照明の LED 化・電気自動車等の導入」

公共施設総合管理計画及び公共施設個別施設計画と整合性を図りながら、今後も継続して運営していく公共施設の照明については段階的に LED 化を進めます。

また、公用車についても、庁用車更新計画により段階的に電気自動車（EV 車）及び燃料電池自動車（FCV 車）等の導入を行うとともに、充電設備等の対応施設整備を推進します。

（1）公共施設照明の LED 化

石川町が所有し、今後も継続して運営していく公共施設においては、可能な限り照明を LED に転換し、消費電力を抑えることで CO2 排出量を削減します。

現段階で照明の LED 化を予定している公共施設は 14 施設であり、今後の年度別 CO2 排出量削減計画については図表 11 のとおりです。

図表 11 公共施設照明の LED 化による CO2 排出量削減計画

実施年度	年度別削減計画					
	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度
削減可能 CO2 排出量	- kg	47,784kg	21,085kg	1,591kg	547kg	1,031kg
想定施設	-	総合体育館 保健センター 外	教育関連施設 外	自治センター 外		

（2）電気自動車等の導入

石川町が所有する公用車について、運用状況を調査し、公用車運用の効率化を図るとともに電気自動車等への転換を進め、再生可能エネルギーを活用した電気自動車への充電を行うことで CO2 排出量を削減します。

公用車全 47 台中、今後電気自動車等への転換が可能である車両は 23 台であり、段階的に電気自動車（EV 車）等への転換を行います。

更には、自動車の使用そのものを抑制するため公共交通機関を利用した移動を実践します。

なお、今後の年度別 CO2 排出量削減計画については図表 12 のとおりです。

図表 12 公用車の電気自動車等導入による CO2 排出量削減計画

実施年度	年度別削減計画					
	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度
削減可能 CO2 排出量	- kg	884kg	- kg	671kg	716kg	2,632kg
予定車両数	-	1台	-	1台	1台	2台

基本方針 2 「公共施設照明の LED 化・電気自動車等の導入」各課取組内容

	課 名	取 組 内 容
1	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎等公共施設 LED 化は対応済 ・庁用車更新計画に基づき、環境に配慮した電気自動車（以下 EV 車）等の導入を検討します。
2	企画商工課	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設に対する運営方針を精査し、運営を維持するものについては段階的に LED 照明の整備を検討します。 ・環境に配慮した EV 車等の導入を検討します。
3	税務課	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した EV 車等の導入を検討します。
4	町民課	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設、公用車なし。
5	防災環境課	<ul style="list-style-type: none"> ・LED 化を行っていない防犯灯及び施設照明について、LED 照明の整備を検討します。 ・環境に配慮した EV 車等の導入を検討します。
6	保健福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・保健センター、川井地区ゲートボール場の LED 照明の整備については、省エネ診断等を実施し検討します。 ・環境に配慮した EV 車等の導入を検討します。
7	農政課	<ul style="list-style-type: none"> ・道の駅については、LED 照明を整備し、EV 車用充電設備の設置を検討します。 ・環境に配慮した EV 車等の導入を検討します。
8	都市建設課	<ul style="list-style-type: none"> ・総合運動公園の公園灯及び照明について LED 照明の整備を検討します。 ・環境に配慮した EV 車等の導入を検討します。
9	教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校については施設設備の老朽化を含め施設整備が進んでいないため、令和 5 年度に施設構造調査を行い、LED 照明の整備方針について検討します。 ・環境に配慮した EV 車等の導入を検討します。 ・認定こども園については、全室 LED 照明など、環境に配慮した施設整備を行います。

10	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ・所管する施設（総合体育館、石川町体育館、野球場、勤青ホーム）については、段階的に LED 照明の整備を検討します。 ・環境に配慮した EV 車等の導入を検討します。 ・EV 車用充電設備の設置を検討します。
11	議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設、公用車なし。
12	水道事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・LED 照明の整備を行っていない施設について、機器の更新時期にあわせて整備を検討します。 ・環境に配慮した EV 車等の導入を検討します。

基本方針 2 「公共施設照明の LED 化・電気自動車等の導入」により削減できる CO2 排出量

76,941kg – CO2

3 基本方針 3 「再生可能エネルギーの利活用」

新設する施設については、原則太陽光発電等の再生可能エネルギーを導入するものとし、新設時に再生可能エネルギーの導入が困難である場合には、将来的に導入が可能となるよう計画及び設計を行います。

既存の施設については、公共施設総合管理計画及び公共施設個別施設計画、並びに各課の施設整備更新計画との整合性を図り、積極的に太陽光発電等の再生可能エネルギーを導入します。

また、町民や公共による利用が望めない、または運用目的がない施設についてはできるだけ撤去を行い、その跡地に PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）やオンサイト PPA 等による再生可能エネルギー発電設備の導入を視野に入れて利活用の検討を行います。

（1）省エネルギーの推進

基本方針 1 「職員の省エネルギー行動の実践」と関連して、石川町の所有する公共施設において「省エネルギー診断」を実施し、その指摘事項に基づいてエネルギー効率の良い照明、空調機器へ更新を行い CO2 排出量の削減を行います。

（2）再生可能エネルギーの導入

石油、天然ガスなどの化石燃料の消費を抑制し、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の発生を減少させるため、環境への負荷の少ないクリーンな太陽エネルギー、風力、水力等の天然エネルギーの活用を図り、カーボン・オフセット効果の高い植物由来のエネルギー活用によりカーボン・ニュートラルを目指します。

また、基本方針 2 「公共施設照明の LED 化・電気自動車等の導入」に並行し公共施設へ太陽光パネル設置の検討を進め、再生可能エネルギーを活用した施設・公用車の運用を行います。

基本方針3「再生可能エネルギーの利活用」各課取組内容

	課 名	取 組 内 容
1	総務課	新設する施設については、太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーの導入を推進するとともに、役場庁舎についても再生可能エネルギーの導入を検討します。
2	企画商工課	自治センターについては、老朽化した建造物に太陽光パネルを設置するのは難しいと思われることから、施設更新時に再生可能エネルギーの導入を検討します。
3	税務課	再生可能エネルギー導入対象施設なし。
4	町民課	再生可能エネルギー導入対象施設なし。
5	防災環境課	再生可能エネルギー導入対象施設なし。
6	保健福祉課	保健センターについては、太陽光パネルと蓄電池（以下、再エネ機器）は設置されているが災害時の給電設備として整備したため普段は活用できていないことから、再エネ機器の利用状況について整理を行うとともに、今後の活用方針についても検討します。
7	農政課	道の駅竣工後、防災環境課と連携して再生可能エネルギーの導入を検討します。
8	都市建設課	令和5年度にクリスタルパークについて、ZEBプランナーにコンサルティング依頼をし、再生可能エネルギーの利活用について検討します。
9	教育課	教育施設設備全般における長寿命化計画の策定、調査を行い、その結果に応じてPPP及びPFIによる太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を検討します。
10	生涯学習課	モトガッコについては、耐荷重の計算上施設の上に太陽光パネルを設置することは困難ですが、駐車場にカーポート型の太陽光パネルを設置することは可能であることから、太陽光発電による再生可能エネルギーの導入を検討します。
11	議会事務局	再生可能エネルギー導入対象施設なし。
12	水道事業所	取水施設の更新に合わせて、太陽光、水力発電等再生可能エネルギーの導入を検討します。

基本方針3「再生可能エネルギーの利活用」により削減できるCO2排出量

再生可能エネルギーの種別、導入施設について精査を行ったのち算定を行います

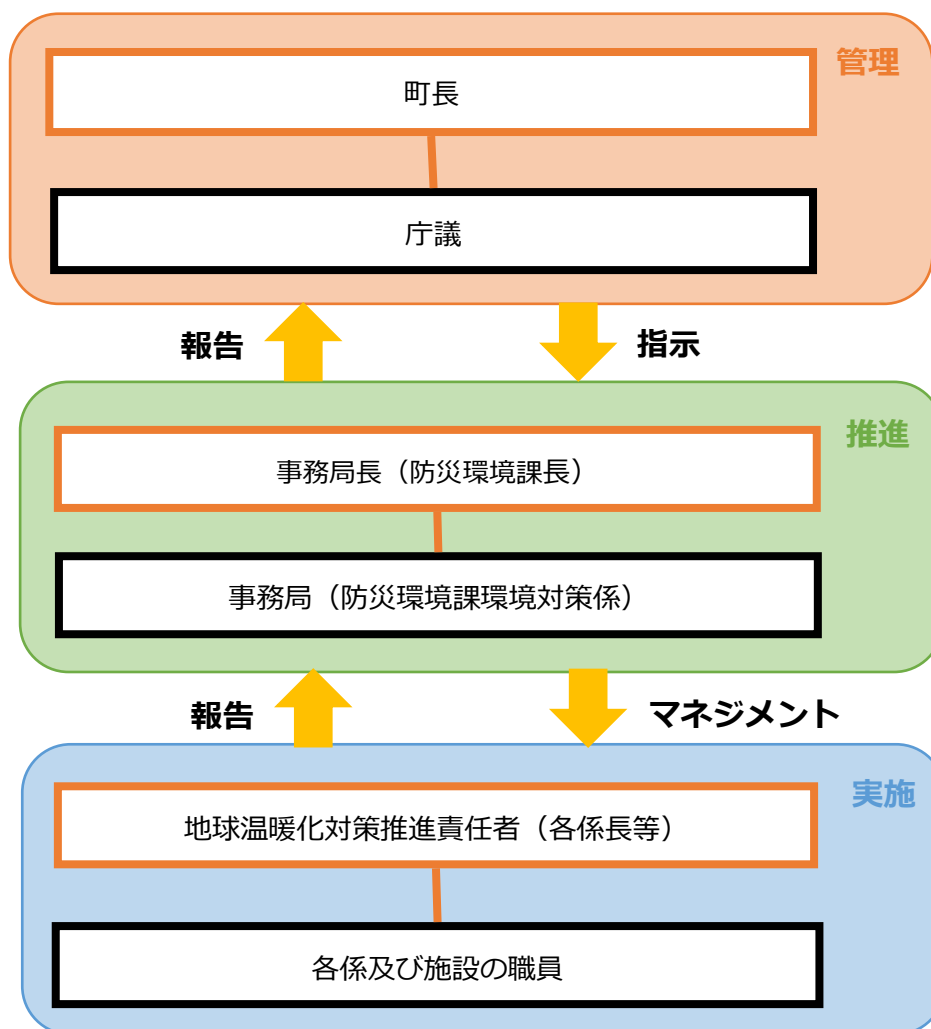
第5章 計画の推進

1 推進体制

計画を推進するため、防災環境課環境対策係を事務局として、毎年度 CO2 排出量調査及び取組実施状況調査を行い、毎年度 CO2 排出量の比較分析を検証し、次年度以降の CO2 排出量削減に向けた目的・問題意識の共有を図ります。

なお、本計画の推進体制の構成については、図表 13 のとおりとします。

図表 13 石川町事務事業編の推進体制



2 実施状況の点検・評価

地球温暖化対策推進責任者は担当部局内のCO₂排出量を把握し、別に定めるところにより、毎年事務局へ提出します。

また、事務事業編の基本方針に定める各課取り組み事項に基づき、地球温暖化防止に向けた取り組みを行い、その実施状況について事務局へ報告を行います。

事務局は、毎年度報告の点検を行い、その内容に基づき各課へのマネジメントを行うことで、町部局全体の脱炭素化を推進します。

3 職員に対する研修

- (1) 環境保全に関する意識向上を図るため、職員研修または情報の提供を行います。
- (2) 環境保全活動に職員が率先して参加し、身近な環境の悪化などを顕在化し、実感することにより、環境問題についての意識の定着を図ります。

4 実行計画の実施状況の公表

計画の推進状況及び点検結果等について、広報紙、町ウェブサイト等により公表します。

- (1) CO₂ 排出量
- (2) 取組実施状況調査シート
- (3) 温室効果ガス抑制対策（新たな取り組みがあったとき）

参考資料

1 各課における省エネルギー行動の取り組み（ヒアリング内容）

	課 名	取 組 内 容
1	総務課	昼休憩の際、庁舎2・3階照明においては、業務に支障をきたす場合を除き消灯し、その節電効果について防災環境課と連携し、検証します。
2	企画商工課	基本方針に準じた取り組みを行います。
3	税務課	毎年度2月～3月間で実施する確定申告会場は、LEDの整備がなされていないので、LEDの整備がなされており、かつ再生可能エネルギーを利用できる会場への変更を検討します。
4	町民課	課の配置が出入り口に近く、冬季については冷気の通り道となっていることから、1枚多く着込むウォームビズを積極的に実施します。
5	防災環境課	川井地区集会所及び公衆トイレについて、施設の省エネ診断を実施することにより問題点を明確化し、省エネに向けた照明・空調機器の運用改善を行います。
6	保健福祉課	保健センターについて、施設の省エネ診断を実施することにより問題点を明確化し、省エネに向けた照明・空調機器の運用改善を行います。
7	農政課	基本方針に準じた取り組みを行います。
8	都市建設課	基本方針に準じた取り組みを行います。
9	教育課	使用していない教室の消灯、エアコンの設定温度の工夫等、節電目標を設けるなど、節電意識を高める取り組みを行います。
10	生涯学習課	施設巡回を定期的に行い、使用していない部屋については消灯するように徹底します。
11	議会事務局	基本方針に準じた取り組みを行います。
12	水道事業所	基本方針に準じた取り組みを行います。

ヒアリング実施時期

令和5年1月23日 農政課・教育課

令和5年1月26日 総務課・保健福祉課

令和5年1月27日 税務課

令和5年1月30日 都市建設課・町民課

令和5年1月31日 議会事務局・生涯学習課・企画商工課

令和5年2月 6日 水道事業所

2 用語集

パリ協定

2015年11月30日から12月13日までフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）では、全ての国が参加する公平で実効的な2020年以降の法的枠組みの採択を目指した交渉が行われ、その成果として「パリ協定」が採択されました。

この協定は、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること等によって、気候変動の脅威への世界的な対応を強化することを目的としています。

カーボン・ニュートラル

ライフサイクルの中で、二酸化炭素の排出と吸収がプラスマイナスゼロのことを言います。例えば、植物の成長過程における光合成による二酸化炭素の吸収量と、植物の焼却による二酸化炭素の排出量が相殺され、実際に大気中の二酸化炭素の増減に影響を与えないことが考えられます。このように、化石燃料の代わりにバイオマスエネルギーを利用することはカーボン・ニュートラルだと考えられ、二酸化炭素の発生と固定を平衡し、地球上の二酸化炭素を一定量に保つことができるとされています。

また、二酸化炭素排出量を削減するための植林や自然エネルギーの導入などは、人間活動による二酸化炭素の排出量を相殺できることもカーボン・ニュートラルと呼ぶことがあります。

カーボン・オフセット

日常生活によるCO₂の排出を相殺するために植林や自然エネルギーの利用をしようというものです。先進事例として、イギリスのエアライン、ブリティッシュ・エアウェイズが2007年9月に航空機のカーボン・オフセットを実施し始めました。これは航空機の運航にともなうCO₂排出量の増加分を相殺するため、CO₂削減の対策費の一部を航空機の搭乗者たちが自ら負担する仕組みであり、先進的な取り組みとして世界各国で取り入れられました。

省エネルギー診断

省エネの専門家が（エネルギー管理士や技術士等）、工場・事務所・店舗・病院・福祉施設・学校・ホテルなどを個別に訪問して、エネルギーの無駄遣いや省エネのヒントを見つけ、今後のコスト削減にもつながるような設備機器の使い方やコスト削減効果が高い省エネ設備への更新、そして設備更新に活用できる補助金などについて、各事業者に合わせて提案するものです。

PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）

公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームであり、PFI、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営方式、包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等が含まれます。

オンサイト PPA

発電事業者が需要家の敷地内に発電事業者の費用により太陽光発電設備を設置し、所有・維持管理をしたうえで、発電設備で発電された電気を需要家に供給し、需要家は使用した電力量に応じて電気料金を事業者に支払う仕組みのことを指します。なお、需要家の敷地外に設置する場合は、オフサイト PPA といいます。